



# 鳥取県公報

平成 29 年 3 月 15 日 (水)  
号外第 2 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ **病院局管理規程** 鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程 (1) (総務課) . . . . 2

# 病 院 局 管 理 規 程

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月15日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

## 鳥取県病院局管理規程第1号

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程（平成24年鳥取県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(保育の種類)</p> <p>第2条 院内保育所においては、次に掲げる保育を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 一時保育（一時的な事情により保育が必要となった児童について通常保育及び夜間保育が行われている時間を実施される保育をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) 略</p> <p>(保育の対象)</p> <p>第3条 院内保育所において保育を行う児童は、病院に勤務する職員（職員となる予定の者を含む。以下同じ。）及びこれに準ずる者として管理者が定める者（第10条において「準職員」という。）の子のうち、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める子とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(利用手続)</p> <p>第6条 院内保育所を利用しようとする者は、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限内に、院長が別に定める利用申込書を院長に提出しなければならない。ただし、一時保育を利用する場合であって、やむを得ない事情があると院長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 通常保育及び夜間保育（以下「月極保育」という。） <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める期限</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>1月4日から4月30日までの間に利用を開始しようとする場合</u> <u>利用を開始しようとする日</u></p>	<p>(保育の種類)</p> <p>第2条 院内保育所においては、次に掲げる保育を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 一時保育（一時的な事情により保育が必要となった児童について通常保育が行われている時間 <u>に実施される保育をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(保育の対象)</p> <p>第3条 院内保育所において保育を行う児童は、病院に勤務する職員の子のうち、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める子とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(利用手続)</p> <p>第6条 院内保育所を利用しようとする職員は、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限内に、院長が別に定める利用申込書を院長に提出しなければならない。ただし、一時保育を利用する場合であって、やむを得ない事情があると院長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 通常保育及び夜間保育（以下「月極保育」という。） <u>利用しようとする日の属する月の前月の20日まで</u></p>

の属する年の前年の12月10日まで（同日までに  
申し込むことが困難と認められる場合であって  
利用を開始しようとする日の属する月の月極保  
育において院内保育所の定員に余裕があるとき  
にあつては、院長が別に定める日まで）

イ 5月1日から12月28日までの間に利用を開  
始しようとする場合 利用を開始しようとする  
日の属する月の前月の10日まで

(2)・(3) 略

- 2 一時保育又は病児病後児保育を利用しようとする者は、あらかじめ、院長に利用の登録の申請をしなければならない。
- 3 院長は、前項の規定による申請があつたときは、別に定めるところにより保育を行う子ごとに利用の登録を行うものとする。

(利用の決定)

第7条 院長は、前条第1項の規定により利用申込書の提出があつたときは、利用の可否を決定し、当該申込書を提出した者に通知するものとする。

2 略

(利用の中止)

第8条 略

- 2 月極保育を利用する者は、院内保育所の利用を止めようとするときは、止める予定の日の1月前までに、院長が別に定める退所届を院長に提出しなければならない。ただし、院長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(保育料)

第10条 院内保育所を利用する者は、別表に定める保育料を支払わなければならない。

- 2 院長は、月極保育の保育料については院内保育所を利用する月の、一時保育、病児病後児保育及び慣らし保育の保育料については院内保育所を利用する月の翌月の職員の給与から控除するものとする。ただし、やむを得ない理由により月極保育の保育料を院内保育所を利用する月の職員の給与から控除することができない場合は、その翌月の給与から控除することができる。
- 3 院内保育所を利用する月の翌月の職員の給与から保育料を控除することができなかつたとき及び準職

(2)・(3) 略

- 2 一時保育又は病児病後児保育を利用しようとする職員は、あらかじめ、院長に利用の登録の申請をしなければならない。
- 3 院長は、前項の規定による申請があつたときは、別に定めるところにより保育を行う子ごとに利用の登録を行い、当該申請をした職員に通知するものとする。

(利用の決定)

第7条 院長は、前条第1項の規定により利用申込書の提出があつたときは、利用の可否を決定し、当該申込書を提出した職員に通知するものとする。

2 略

(利用の中止)

第8条 略

- 2 月極保育を利用する職員は、院内保育所の利用を止めようとするときは、止める予定の日の1月前までに、院長が別に定める退所届を院長に提出しなければならない。ただし、院長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(保育料)

第10条 院内保育所を利用する職員（職員となる予定の者を含む。以下「利用者」という。）は、別表に定める保育料を支払わなければならない。

- 2 院長は、月極保育の保育料については院内保育所を利用する月の、一時保育、病児病後児保育及び慣らし保育の保育料については院内保育所を利用する月の翌月の利用者の給与から控除するものとする。ただし、やむを得ない理由により月極保育の保育料を院内保育所を利用する月の利用者の給与から控除することができない場合は、その翌月の給与から控除することができる。
- 3 院内保育所を利用する月の翌月の利用者の給与から保育料を控除することができなかつたときは、院

員が保育料を支払うときは、院長が発行する納入通知書により指定する日までに職員又は準職員が保育料を納付しなければならない。

院長が発行する納入通知書により指定する日までに利用者が保育料を納付しなければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。